

解説

『隆師御傳記』について

三 浦 成 雄

今回資料として紹介する『隆師御傳記』は、香川県国祐寺に所蔵されている『当要集』に収められている日隆聖人の御傳記の部分である。

この『当要集』は、題簽に『当要集 日為律師述 完』と記され、寛文六年（一六六六）四月に書写（編集）されたもので、その書誌的な研究はいまだなされていない。

『当要集』全体の内容についてみると、「天台與祖師異目」、「隆師御傳記」、「定禁制条々」、「洛陽諸寺」、「富士山日興遺誠置文」、「法蓮名字抄」、「定備州本隆寺諡州本妙寺法度条々」、「当門兩本寺法燈度」、「四節三益得意」、「引導 日有上人御述」、「同日玄上人御述」、「妙蓮寺本能寺兩門和合決」、「妙蓮寺本門信心学徒内証相承祖師次第」、「日法聖人御縁起」、「此經難持相伝」等で、編者の日為律師が、教学に関するものや宗門史に関する研究資料として興味のあるものについて、書き写し合本としたものである。

当時は、資料の収集は極めて困難であったと思われる、この『当要集』の成立はかなりの歳月を要したと考えられる。しかもこうした資料は、布教上においても使用されていたと推測できる。

『隆師御傳記』について

御伝記が著される歴史的な背景は、寛文三年（一六六三）が日隆聖人二百遠忌の年に当ることを考えると、その時代の要請によって著されたとみることができよう。

『隆師御伝記』の成立過程について、学林教授小西徹龍先生が『日隆聖人略伝』（昭和六十年五月一日 東方出版編集法華シリーズ刊行会発行）の中で、

「2、両山二十一世・蓮山十六世日感師の『開祖略伝縁起』については、原本ならびに写本不祥のため、内容について知ることが出来ない。ただ『当要集』（香川・国祐寺蔵）所収「隆師御伝記」の中に、「己上右形状日遠日感随分考記之」とあって、この日感が両山二十一世の日感師ならば、「隆師御伝記」の一部が『開祖略伝縁起』となる。しかし現状では単純に結びつけることは困難である。尚、同記の「日遠」が両山十六世日遠師であるならば、さらに日遠師筆の隆師伝も存在したのかという疑問もある。」

本文中にみえる日隆聖人生誕の記述は、至徳二年十月十四日とあり、現存する御伝記の中で日寛（光長寺二十四世）の『隆師尊縁記』の至徳元年十月十四日の生誕年が相違し、又、日隆聖人剃髪が本文では十一歳、応永二年（一三九五）であるのに対し、日寛本では九才明德四年（二三九三）となっている点も相違している。

この事から、日寛（隆師尊縁起）日行（両山四十五世寛師本所持）―嘉伝日諄（高岡本光寺十四世『開基日隆大聖人縁起』）の、日隆聖人の出生地に近い地域の人達によって作られた系統ではないことがわかるのである。

小西先生指摘の日感上人著の『開祖略伝縁起』以前に著されている日庸上人（両山十八世）の『開祖略縁起』、『隆師御縁起略録』等を拝見すれば、この点についての説明が可能と思われる。

しかし、本書に於て日為律師は、日感上人の『開祖略伝縁起』を拝見されている事から、日感―日為律師（隆師

御伝記』—日心（両山五十八世『両寺開基日隆大聖人略縁起』—日芳（両山六十四世『開祖徳行記試評』・『日隆大聖人御一代徳行講演抄』—石浜日勇（東京本性等『日隆大聖人徳行記』—信隆日秀（本興寺百十世『本門法華宗日再興唱導師』）の系統に囑するものと考えられる。

それは、日隆聖人の御伝記を世に知らしめることによって、本門八品教学を興隆しなければならぬと云う時代の要請があったからであることを忘れてはならない。

この『隆師御伝記』は、御伝記として同文のものは見出されていない事から、今回資料としてとりあげたわけである。

今回の公刊に当っては国祐寺御住職大平日晋上人の御協力を頂いた。また学林教授大平宏龍先生には『当要集』について御教示を頂き、本文の書写並びに校正は学林講師和田晃尚先生を煩して、出来るだけ本文に忠実に作成して頂いた。関係者の方々に対し感謝する次第である。